

生徒用 ICT 端末購入等に係る経済的支援制度について

広島県教育委員会

広島県教育委員会では、高等学校等での授業等で使用する生徒用 ICT 端末を保護者等の負担で購入等する場合の支援制度として、貸与制度・給付制度を設けています。

区分	貸与（返済が必要）		給付（返済不要）												
	広島県高等学校等奨学金														
	入学準備金	修学奨学金	学びの変革環境充実奨学金												
対象	中学校等3年生等	高校生等	高校生等												
要件 (いずれも満たす者)	(1) 高等学校等に入学しようとしていること。 (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。 (3) 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。 【収入基準の目安】 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>3人世帯 父・母・本人</th> <th>4人世帯 父・母・本人・中学生</th> <th>5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与収入のみ</td> <td>576万円</td> <td>665万円</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>事業所得のみ</td> <td>229万円</td> <td>291万円</td> <td>337万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生	給与収入のみ	576万円	665万円	730万円	事業所得のみ	229万円	291万円	337万円	(1) 高等学校等に在学していること。 (2) 保護者等が広島県内に住所を有すること。 (3) 経済的理由により修学に困難がある者として規則で定める基準に該当するものであること。 (4) 学習状況が良好であること。	(1) 広島県内の高等学校等の生徒であり、授業等で使用する ICT 端末を保護者等の負担により調達すること。 (2) 保護者等全員の住民税所得割額（都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額の合計額）が非課税の世帯又は生活保護受給世帯であること。
区分	3人世帯 父・母・本人	4人世帯 父・母・本人・中学生	5人世帯 父・母・本人・中学生・小学生												
給与収入のみ	576万円	665万円	730万円												
事業所得のみ	229万円	291万円	337万円												
貸付・給付額	(国公立) 5万円、 (私立) 10万円 ※ いずれも無利息	(国公立) 18,000円/月 (私立) 30,000円/月 [自宅外通学の場合、5千円を加算] ※ いずれも無利息	生徒用 ICT 端末の購入費用及び通信費（上限額あり） 修業年限が3年（全日制等）の場合 35,000円/回(年) 修業年限が4年（定時制等）の場合 29,500円/回(年)												
貸付・給付時期	○高等学校等入学後	○高等学校等入学後（毎月） （奨学生が在学する高等学校等の修業年限の終わる月まで）	○申請年度の12月頃（年1回）												
募集時期	○予約募集があります。	○予約募集の申請受付は終了していますが、高等学校等入学後（4月中旬）に申請できます。	○高等学校等入学後 高等学校等で申請書を受領し、必要書類を添えて高等学校等へ提出します。												
償還	○高等学校等を卒業する月の翌月等から起算して6月の据置期間経過後、貸付総額に応じた期間内（最長10年）に償還	○貸付期間が満了する月の翌月等から起算して6月の据置期間経過後、貸付総額に応じた期間内（最長10年）に償還	—												
保証人	○2人の保証人（連帯保証）が必要		○不要												
広島県教委 HP QRコード	 <p>〔注〕 入学準備金・修学奨学金は、ICT 機器の購入等以外にも、それぞれ、入学・修学に係る様々な用途のために借り受けることができます。</p>														

申請受付終了

高等学校等とは、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程を言います。

制度について御不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

☎ 082-513-4996 mail kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp